

○うるま市応急手当普及啓発活動推進に関する実施要綱

平成27年8月18日

消防本部告示第2号

(目的)

第1条 この告示は、住民に対する応急手当の普及啓発活動について、普及講習の実施方法、応急手当指導員（以下「指導員」という。）及び応急手当普及員（以下「普及員」という。）の認定要件等必要な事項を定め、もって住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資することを目的とする。

(普及啓発活動の計画的推進)

第2条 消防長は、市内における人口、救急事象等を考慮して、応急手当の普及啓発に関する計画を策定し、指導員の養成、普及啓発用資機材の配備等を図り、住民に対する応急手当の普及啓発活動の計画的な推進に努めるものとする。

2 応急手当の普及啓発活動を推進するに当たっては、消防長は住民に対する応急手当の普及講習の開催、指導者の派遣等を行うとともに、デパート、旅館、ホテル等多数の者の出入りする事業所（以下「事業所」という。）又は自主防災組織その他の消防防災に関する組織（以下「防災組織等」という。）の要請に応じて、主として当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する指導者の養成について配慮するものとする。

(応急手当の普及項目)

第3条 応急手当の普及項目については、応急手当の必要性（心停止の予防等の必要性を含む。）のほか、心肺蘇生法（傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止又はこれに近い状態に陥ったとき、呼吸及び循環を補助し傷病者を救命するために行われる応急手当をいう。以下同じ。）及び大出血時の止血法を中心とする。

(住民に対する普及講習の種類)

第4条 住民に対する標準的及び導入講習は、次に掲げるとおりとする。

講習の種別		主な普及項目	カリキュラム、講習時間等
標準的	普通救命講習	I 心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法	別表第1
		II 心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法（注）受講対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする。	別表第2
		III 心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法	別表第3
	上級救命講習	心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児を対	別表第4

		象)、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法	
導入	救命入門コース	胸骨圧迫及びAEDの取扱い	別表第5

(救命講習等の申込み)

第5条 救命講習の申込みについては、救命講習等申込書(様式第1号)により行うものとする。ただし、電話により受付を行う場合は、講習日に受講者の身分を証明するものによって、受付を済ませるものとする。

(修了証等の交付)

第6条 消防長は、指導員が指導する普通救命講習又は上級救命講習を修了した者に対し、次に掲げる修了証を交付するものとする。

- (1) 普通救命講習Ⅰを修了した者 普通救命講習Ⅰ修了証(様式第2号)
- (2) 普通救命講習Ⅱを修了した者 普通救命講習Ⅱ修了証(様式第3号)
- (3) 普通救命講習Ⅲを修了した者 普通救命講習Ⅲ修了証(様式第4号)
- (4) 上級救命講習を修了した者 上級救命講習(様式第5号)

2 消防長は、普及員から申請があった場合は、当該普及員が指導する普通救命講習を修了した者に対し、次に掲げる修了証を交付することができるものとする。

- (1) 普通救命講習Ⅰを修了した者 応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅰ修了証(様式第6号)
- (2) 普通救命講習Ⅱを修了した者 応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅱ修了証(様式第7号)
- (3) 普通救命講習Ⅲを修了した者 応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅲ修了証(様式第8号)

3 消防長は、前2項に規定する修了証を交付したときは、交付を受けた者の氏名、交付年月日等を救命講習修了者名簿(様式第9号)に記録しておかなければならない。

4 消防長は、指導員や普及員(申請があった場合)が指導する救命入門コースに参加した者に対し、救命入門コースの参加証(様式第10号)を交付し、救命入門コース参加者名簿(様式第11号)に記録しておかなければならない。

5 消防長は、救命入門コース受講後概ね12月以内又はeラーニング受講後概ね1月以内に実技救命講習を修了した者に対し、第1項第1号、同項第3号、第2項第1号又は同項第3号に定める修了証を交付するものとする。

6 前項に基づく実技救命講習を受講する際は、次に掲げる書類を実技救命講習当日に確認するものとする。

- (1) 救命入門コース 救命入門コース参加証
- (2) eラーニング 受講証明書(印刷又は携帯電話等の画像保存)

(指導員の認定等)

第7条 消防長が行う普通救命講習又は上級救命講習の指導(住民の要請に応じて消防長が指導者を派遣し、普及指導する場合を含む。)については、指導員がこれにあたるも

のとする。

2 指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められるものについて、消防長が認定する。

(1) 次のア又はイに該当する者で別表第6に定める応急手当指導員講習Ⅰを修了したもの。ただし、アに該当するもので、指導員の資格認定を行う時点において、過去1年間に30時間以上の応急手当の普及啓発活動に従事していると認めるものについては、応急手当指導員講習Ⅰを免除することができる。

ア 救急救命士又は救急隊員の資格を有する者

イ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

(2) 前号以外の消防職員（応急手当の普及業務に関し、消防職員と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める消防団員を含む。）又は消防職員であった者で別表第7に定める応急手当指導員講習Ⅱを修了したもの。

(3) 普及員の資格を有する者で別表第8に定める応急手当指導員講習Ⅲを修了したもの。

(4) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認めるもの。

（指導員の養成）

第8条 消防長は、指導員の養成に努めるものとする。

2 消防長は、応急手当指導員養成講習の修了者で本市管轄内に住所を有しないものについては、当該修了者の住所地を管轄する消防本部の消防長に対して、応急手当指導員養成講習修了通知書（様式第12号）により当該講習を修了した旨を通知するものとする。ただし、当消防本部の職員を除く。

3 消防長は、指導員の住所地の変更について、管轄消防機関と相互に連絡するとともに、新たにうるま市の住所地を有することとなった者については、指導員の認定及び名簿への登録を行い、他の市町村へ住所変更した者については、名簿登録を抹消するものとする。

（応急手当指導員養成講習の講師）

第9条 指導員養成講習の講師については、努めて救急救命士等の指導員の資格を有する者で応急手当の指導に関して高度な技能と十分な経験を有するものを充てるものとする。

（応急手当指導員養成講習の申込み）

第10条 応急手当指導員養成講習の申込みについては、応急手当指導員・普及員講習申込書（様式第13号）により行うものとする。

（指導員の認定証の交付）

第11条 消防長は、指導員として認定したときは、応急手当指導員名簿（様式第14号）に登録した後、応急手当指導員認定証（様式第15号）を交付するものとする。

（指導員の資格の有効期限）

第12条 指導員の認定（第7条第2項第4号に定める者に関するものを除く。）については、資格認定日から3年（資格認定時に消防機関に在職していた者については、消防

機関を退職した日から3年)で失効するものとする。ただし、失効前に別表第9に定める応急手当指導員再講習を受講した者についてはさらに3年間有効とし、それ以降も同様とする。

(普及員の認定等)

第13条 普及員は、主として事業所又は防災組織等において当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導に従事するものとする。

2 普及員については、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認めるものについて、消防長が認定する。

(1) 別表第10に定める応急手当普及員講習Ⅰを修了した者

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者で別表第11に定める応急手当普及員講習Ⅱを修了したもの。ただし、ア又はイに該当する者で、過去2年以内に消防機関に在職していたもので普及啓発の業務に従事していたと認めるものについては応急手当普及員講習Ⅱを免除することができる。

ア 救急救命士の資格を有する者

イ 消防機関在職中に指導員の資格を有していた者

ウ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

(3) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認めるもの。

(普及員の養成)

第14条 普及員の養成は、消防長が行うものとする。

2 第9条の規定は、応急手当普及員養成講習について準用する。

(応急手当普及員養成講習の申込み)

第15条 応急手当普及員講習の申込みについては、応急手当指導員・普及員講習申込書(様式第13号)により行うものとする。

(普及員の認定証の交付)

第16条 消防長は、普及員として認定したときは、応急手当普及員名簿(様式第16号)に登録したのち、応急手当普及員認定証(様式第17号)を交付するものとする。

(普及員の資格の有効期限)

第17条 普及員の認定(第13条第2項第3号に定める者に関するものを除く。)については、資格認定日から3年で失効するものとする。ただし、失効前に別表第12に定める応急手当普及員再講習を受講した者についてはさらに3年間有効とし、それ以降も同様とする。

(修了証・認定証の再交付)

第18条 第6条、第11条又は第16条に基づき交付を受けた者が当該修了証、又は認定証(以下「修了証等」という。)を紛失し、汚損し、破損又は記載事項に変更が生じ、消防長が修了証等の再交付の必要があると認めたときは、これを再交付することができる。

2 前項に基づき修了証等の再交付を受けようとする者は、認定証等再交付申請書(様式

第18号)に必要な資料を添付し、消防長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第19条 消防長は、指導員及び普及員(以下「指導員等」という。)が指導員等としてふさわしくない行為を行ったときは、認定を取り消すことができる。

2 前項に基づき認定を取り消すときは、認定取消し通知書(様式第19号)により行うものとする。

(認定証等の返納)

第20条 指導員等の認定証を交付された者が次に掲げる事由の一に該当したときは、認定証をすみやかに返納するものとする。

- (1) 認定を取り消されたとき。
- (2) 再交付されたとき。
- (3) 紛失した認定証が発見されたとき。
- (4) 指導者等の資格が失効したとき。

(指導員等の責務)

第21条 指導員等は、住民に対する普及講習が計画的かつ効果的に行えるよう、応急手当に関する知識、技術、指導方法等について常に研さんに努めるものとする。

2 消防長は、指導員等に対し、応急手当の知識・技術の維持及び救急医療の進歩に合わせた応急手当の普及指導に十分に対応できるよう、適宜再教育を行うよう配慮するものとする。

3 消防長は、事業所又は防災組織等が応急手当の講習を行う場合に、普及員に対し講習内容、講習方法等について必要な助言を与え、当該講習が適正に行われるよう指導するものとする。

(普及啓発用資機材の整備)

第22条 消防長は、応急手当の普及啓発活動に必要な蘇生訓練用人形、訓練用自動体外式除細動器、指導用ビデオ等普及啓発用資機材の計画的な整備に努めるものとする。

(備品等の貸出し)

第23条 消防長は、普及員、イベント団体又は市内の事業所等が救命講習及び救命活動を適切に実施するため、次の備品等を貸し出しできるものとする。ただし、貸出対象となるイベント団体は、市民が参加する各種イベント等を主催する団体とし、公共団体又は民間団体のいずれであるかを問わない。

- (1) 心肺蘇生法訓練人形(成人、小児及び乳児)
- (2) 気道確保説明モデル
- (3) 訓練用自動体外式除細動器(AED)
- (4) 心肺蘇生法講習用DVD
- (5) 自動体外式除細動器(以下「AED実機」という。)

2 前項に基づくイベント団体が行う貸出対象となる行事は、市内において開催されるスポーツ競技、各種行事、講習会、イベント等(以下「各種イベント等」という。)とする。ただし、営利を目的とするものを除くものとする。

- 3 貸出しにおけるその他の要件は次のとおりとする。
- (1) 原則、次のいずれかの者を各種イベント等の期間中、会場に配置すること。
 - ア 医師、看護師等
 - イ 消防署等で実施するAEDの使用・心肺蘇生処置の講習を修了した者
 - (2) 各種イベント等の主催者は、開催期間中AED実機が会場に配置されていることを周知すること。
- 4 貸出期間は、各種イベント等の開催期間及びその前後の期間とし、最長7日間とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、消防長が必要と認めたときはこの限りでない。
- 5 備品等の貸出料は無償とする。
- 6 貸出期間中における、AED実機の維持管理等に要する経費は貸出しを受けた団体が負担するものとする。
- 7 消防長は、AED実機使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わないものとする。
- 8 前項の備品等の借用を希望する者は、救命講習を実施する日の概ね3週間前までに「救命講習用備品等借用申込書」（様式第20号）を消防長に提出しなければならない。
- 9 備品等を借り受けた者は、その備品等を損傷させ、若しくは亡失したときは、「救命講習用備品等損傷・亡失報告書」（様式第21号）により、直ちに消防長に届け出なければならない。

(感染防止上の配慮)

第24条 消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の実施に当たっては、応急手当を行う場合に係る感染防止上の留意事項についても指導を行うものとする。また、心肺蘇生法の実技実習を行う場合には、蘇生訓練用人形の消毒、滅菌等の措置を行うものとする。

(関係機関との連携)

第25条 消防長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動を効果的に行えるよう応急手当の普及業務を実施している他の関係機関との連携協力を努めるものとする。

(補則)

第26条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年9月1日から施行する
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日の前日までになされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第4条関係）

普通救命講習 I

1 到達目標	<p>(1) 心肺蘇生法(主に成人を対象)を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>(2) 自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。</p> <p>(3) 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。</p>
2 標準的な実施要領	<p>(1) 講習については、実習を主体とする。</p> <p>(2) 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。</p> <p>(3) 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。</p> <p>(4) 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。</p>

項目		細目	時間(分)	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15	
救命に必要な応急手当 (主に成人に対する方法)	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用法	AEDの使用法(ビデオ等)		
		指導者による使用法の呈示		
		AEDの実技要領		
異物除去法	異物除去要領			
効果確認	心肺蘇生法の効果確認			
止血法	直接圧迫止血法			
合計時間			180	

備考	<p>1 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</p> <p>2 eラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。</p>
----	--

別表第2（第4条関係）

普通救命講習Ⅱ

1 到達目標	<p>(1) 心肺蘇生法(主に成人を対象)を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>(2) 自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。</p> <p>(3) 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。</p>
2 標準的な実施要領	<p>(1) 講習については、実習を主体とする。</p> <p>(2) 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。</p> <p>(3) 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。</p> <p>(4) 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。</p>

項目		細目	時間(分)	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15	
救命に必要な応急手当 (主に成人に対する方法)	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用法	AEDの使用法(ビデオ等)		
		指導者による使用法の呈示		
		AEDの実技要領		
	異物除去法	異物除去要領		
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法	直接圧迫止血法	60		
心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)	知識の確認			
心肺蘇生法に関する実技の評価(実技試験)	シナリオを使用した実技の評価			
合計時間			240	

備考	<p>1 普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とすること。</p> <p>2 普通救命講習Ⅱで行う筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。</p>
----	--

	3 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。
	4 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。

別表第3（第4条関係）

普通救命講習Ⅲ

1 到達目標	(1) 心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 (2) 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 (3) 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	(1) 講習については、実習を主体とする。 (2) 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 (3) 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 (4) 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目		細目	時間（分）	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15	
救命に必要な応急手当（主に小児、乳児、新生児に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口（口鼻）人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		AEDの使用法	AEDの使用法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			AEDの実技要領	
	異物除去法	異物除去要領		
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
	止血法	直接圧迫止血法		
合計時間			180	

備考	1 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。
	2 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。

別表第4（第4条関係）

上級救命講習

1 到達目標	(1) 心肺蘇生法を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 (2) 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 (3) 異物除去法及び大出血時の止血法を実施できる。 (4) 傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。
2 標準的な実施要領	(1) 講習については、実習を主体とする。 (2) 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 (3) 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 (4) 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目		細目	時間（分）	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15	
救命に必要な応急手当（成人、小児、乳児、新生児に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	285
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		AEDの使用法（成人に対する方法）	AEDの使用法（ビデオ等） 指導者による使用法の呈示	
	異物除去法	異物除去要領		
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
	止血法	直接圧迫止血法	60	
	心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）	知識の確認		
心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）	シナリオを使用した実技の評価			
その他の応急手当	傷病者管理法	衣類の緊縛解除	120	
		保温法		
		体位管理		
	外傷の手当要領	包帯法		
		副子固定法		

		熱傷の手当	
		その他の手当	
	搬送法	搬送の方法	
		担架搬送法	
		応急担架作成法	
合計時間			480

備考	<p>1 上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者も対象とし、この場合、2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</p> <p>2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。</p> <p>3 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。</p>
----	---

別表第5（第4条関係）

救命入門コース

1 到着目標	<p>(1) 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>(2) 自動体外式除細動器（AED）を使用できる。</p>
2 標準的な実施要領	<p>(1) 講習については、実習を主体とする。</p> <p>(2) 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。</p> <p>(3) 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。</p>

項目		細目	時間（分）	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	90	
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技及び呈示）		反応の確認、通報
				胸骨圧迫要領
				気道確保要領（呈示又は体験）
				口対口人工呼吸法（呈示又は体験）
				シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで
	AEDの使用法	AEDの使用法（口頭又はビデオ等）		
	AEDの実施要領			

備考	普及時間を分割した講習を可能とする。
----	--------------------

別表第6（第7条関係）

応急手当指導員講習Ⅰ

項目		時間(分)	
指導要領	指導技法	60	435
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、心肺蘇生法の指導に〕 〔関する実技の評価（実技試験）を含む〕	240	
	その他の応急手当の指導要領	90	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	45	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		45	
合計時間		480	

(注)

- 1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- 2 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表第7（第7条関係）

応急手当指導員講習Ⅱ

項目		時間(分)	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	60	480
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	240	840
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、心肺蘇〕 〔生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む〕	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		1,440	

(注)

- 1 「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- 2 「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- 3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- 4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表第8（第7条関係）

応急手当指導員講習Ⅲ

項目		時間（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	60	180
	救命に必要な応急手当の基礎実技	60	
	その他の応急手当の基礎実技	60	
指導要領	基礎医学・資機材の取り扱い要領・指導技法	60	660
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む。〕	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		960	

(注)

- 「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- 「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表第9（第12条関係）

応急手当指導員再講習

項目	時間（分）
救命に必要な応急手当の指導要領	120
その他の応急手当の指導要領	120
合計時間	240

備考	本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。
----	--

(注)

- 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表第10（第13条関係）

応急手当普及員講習Ⅰ

項目		時間（分）	
基礎的な知識 技能	基礎知識（講義）	120	540
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	300	780
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、心肺蘇 〔生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む。〕	360	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		1,440	

(注)

- 1 「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- 2 「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- 3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- 4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表第11（第13条関係）

応急手当普及員講習Ⅱ

項目		時間（分）
指導要領	指導技法	60
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、心肺蘇生法 〔の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む〕	180
合計時間		240

(注)

- 1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- 2 指導要領には、感染防止及び効果測定を含むものである。

別表第12（第17条関係）

応急手当普及員再講習

項目	時間（分）
救命に必要な応急手当の指導要領	180
合計時間	180

備 考	<p>本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。</p> <p>本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。</p>
-----	---

（注）「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

消防長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話 — —

救命講習等申込書

うるま市消防本部応急手当普及啓発活動推進に関する実施要綱第5条の規定により、
普通救命講習（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）
上級救命講習 の受講を申込みます。
救命入門コース

(ふりがな) 氏 名		性 別
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
生 年 月 日	年 月 日 (歳)	
住 所	電 話 — —	
勤 務 先 等 (団 体 名)	名 称 所 在 地 うるま市 電 話 — —	
受 講 日 時	年 月 日 () 午前・後 時 分 ~ 時 分	
実 施 場 所		
受 講 人 員		

※ 該当する□には、レ印を記入してください。


上記の者から申込がありますので、実施してよいでしょうか。

※受 付	※決 裁 欄			
	署長	警備係長	救急係長	課員

様式第2号（第6条関係）

普通救命講習I修了証の様式

普通救命講習修了証		第	号
氏名			
上記の者は、普通救命講習Iを修了し、救命技能を有することを認定します。			
年	月	日	
うるま市消防長			印


			
普通救命講習修了証			
うるま市消防本部			
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）			
・	・	受講	印
・	・	受講	印

認定証の大きさは縦54mm×横86mmとする。

様式第3号（第6条関係）

普通救命講習Ⅱ修了証の様式

普通救命講習修了証		第	号
氏名			
上記の者は、普通救命講習Ⅱを修了し、救命技能を有することを認定します。			
年	月	日	
うるま市消防長			印


			
普通救命講習修了証			
うるま市消防本部			
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）			
・	・	受講	印
・	・	受講	印

認定証の大きさは縦54mm×横86mmとする。

様式第4号（第6条関係）

普通救命講習Ⅲ修了証の様式

普通救命講習修了証		第	号
氏名			
上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を有することを認定します。			
年	月	日	
うるま市消防長			印


			
普通救命講習修了証			
うるま市消防本部			
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）			
・	・	受講	印
・	・	受講	印

認定証の大きさは縦54mm×横86mmとする。

様式第5号（第6条関係）

上級救命講習修了証の様式

上級救命講習修了証		第	号
氏名			
上記の者は、上級救命講習を修了し、救命技能を有することを認定します。			
年	月	日	
うるま市消防長			印


			
上級救命講習修了証			
うるま市消防本部			
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）			
・	・	受講	印
・	・	受講	印

認定証の大きさは縦54mm×横86mmとする。

様式第6号（第6条関係）

応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅰ修了証の様式

普通救命講習修了証		第	号
氏名			
上記の者は、普通救命講習Ⅰを修了し、救命技能を有することを認定します。			
年 月 日		うるま市消防長	印
		講習指導担当者	
		応急手当普及員	印


			
普通救命講習修了証			
うるま市消防本部			
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）			
. . 受講	印	. . 受講	印

認定証の大きさは縦54mm×横86mmとする。

様式第7号（第6条関係）

応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅱ修了証の様式

普通救命講習修了証		第	号
氏名			
上記の者は、普通救命講習Ⅱを修了し、救命技能を有することを認定します。			
年 月 日			
		うるま市消防長	印
		講習指導担当者	
		応急手当普及員	印


			
普通救命講習修了証			
うるま市消防本部			
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）			
. . 受講	印	. . 受講	印

認定証の大きさは縦54mm×横86mmとする。

様式第8号（第6条関係）

応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅲ修了証の様式

普通救命講習修了証		第	号
氏名			
上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を有することを認定します。			
年	月	日	
うるま市消防長			印
講習指導担当者			
応急手当普及員			印

			
普通救命講習修了証			
うるま市消防本部			
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）			
・	・	受講	印
・	・	受講	印

認定証の大きさは縦54mm×横86mmとする。

様式第10号（第6条関係）

救命入門コースの参加証様式

救命入門コース参加証

氏名

上記の者は、救命入門コースに参加したことを証明します。

年 月 日

※ 次は、普通救命講習にチャレンジしましょう！

うるま市消防本部

救命入門コース参加証



- ① 反応の確認
- ② 119番とAED
- ③ 呼吸の確認
- ④ 胸骨圧迫
- ⑤ 人工呼吸
- ⑥ 心肺蘇生（30：2）

※12か月以内にうるま市が開催する実技救命講習を受講すれば「普通救命講習」を修了したものとする。

参加証の大きさは縦54mm×横86mmとする。

様式第 1 1 号 (第 6 条関係)

救命入門コース参加者名簿

番号	氏名	住所	生年月日	参加証番号	参加証交付年月日	講習期間年月日	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							

様式第12号（第8条関係）

第 号
年 月 日

消防本部

消防長 様

うるま市消防長



応急手当指導員養成講習修了通知書

下記の者は、当消防本部で実施した応急手当指導員養成講習を修了したので、通知致します。

記

- 1、氏 名
- 2、生年月日
- 3、現 住 所
- 4、講習種別
- 5、講 習 日
- 6、講習場所
- 7、備 考

様式第13号(第10条関係)

応急手当指導員・普及員講習申込書

年 月 日

うるま市消防長 様

申込者 住所
氏名

下記の者の 応急手当指導員 応急手当普及員の受講を申し込みます。

受講希望者	住所	〒 -	
	電話		
	ふりがな 氏名		
	生年月日	年 月 日 歳	
	勤務先	名称	
		所在地	
代表者名			
※受付欄		※備考欄	

注 1、※欄は記入しないでください。

2、申込者と受講希望者が同一でもすべて記載してください。

様式第14号（第11条関係）

応急手当指導員名簿

番号	氏名	職（団）員・非 職（団）員の別	職（団）員の場合は階級等 職（団）員以外の場合は住所	生年月日	認定番号	認定証交 付年月日	資格基準 講習種別	受講日	再交付 年月日	再講習	備考

- 1 この名簿は、応急手当指導員を認定する都度記載すること。
- 2 「資格基準講習種別」欄は、実施要綱第7条第2項の該当する資格要件の号を記載すること。
- 3 「備考」欄は、救急研修等、救急の資格に関するものを記載すること。

様式第15号（第11条関係）

応急手当指導員認定証の様式

第	号
氏 名	
上記の者を応急手当指導員として認定します。	
年 月 日	
うるま市消防長	印
本証は、うるま市消防本部（消防団）を退職する日から、3年間有効です。	


応急手当指導員認定証
うるま市消防本部

参加証の大きさは縦54mm×横86mmとする。

様式第16号（第16条関係）

応急手当普及員名簿

番号	氏名	職（団）員・非 職（団）員の別	職（団）員の場合は階級等 職（団）員以外の場合は住所	生年月日	認定番号	認定証交 付年月日	資格基準 講習種別	受講日	再交付 年月日	再講習	備考

- 1 この名簿は、応急手当普及員を認定する都度記載すること。
- 2 「資格基準講習種別」欄は、実施要綱第13条第2項の該当する資格要件の号を記載すること。
- 3 「備考」欄は、救急研修等、救急の資格に関するものを記載すること。

式第17号（第16条関係）

応急手当普及員認定証の様式

応 急 手 当 普 及 員 認 定 証	第	号
氏 名		
上記の者を応急手当普及員として認定します。		
年	月	日
うるま市消防長		印
本証は、発行から3年間有効です。 ただし、再講習を受講した場合は、受講日から3年間有効です。		

			
応 急 手 当 普 及 員 認 定 証			
う る ま 市 消 防 本 部			
再 講 習 受 講 の 記 録			
・	・	受 講	印
・	・	受 講	印

認定証の大きさは、おおよそ縦54mm×横86mmとする。

様式第18号（第18条関係）

認定証等再交付申請書 うるま市消防長様 申請者 氏名		年 月 日
修了証または認定証の種別	<input type="checkbox"/> 普通救命講習（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）修了証 <input type="checkbox"/> 応急手当指導員認定証	<input type="checkbox"/> 上級救命講習修了証 <input type="checkbox"/> 応急手当普及員認定証
発行番号	第 号	
氏名		
住所	〒	
電話番号		
再交付理由	紛失・汚損・破損・記載事項変更	

- 1 修了証等は応急手当普及員が実施した普通救命講習修了等証を含みます。
- 2 「発行番号」欄は、修了証等の番号を記入してください。
- 3 再交付理由で、紛失以外は、修了証等を添付してください。
- 4 *印欄は、記入しないでください。

上記のとおり申請がありましたので再交付してよいでしょうか。

受付欄

署長	救急係長	課員

様式第19号（第19条関係）

う消指令第 号

様

認定取消し通知書

下記の理由により、認定を取り消します。

よって、認定証を 年 月 日までに、返納してください。

認定区分	<input type="checkbox"/> 応急手当指導員 <input type="checkbox"/> 応急手当普及員		
氏名		生年月日	年 月 日
住所	電話 ー		
認定番号	第 号	認定日	
取消し理由			

注 該当する□には、レ印を記入してください。

年 月 日

うるま市消防長



(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内の間（この処分があった日から1年を超えることができない。）に限り、うるま市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間（この処分があった日から1年を超えることができない。）に限り、うるま市（代表者は、市長）を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

うるま市消防長 様

申込者 住所
氏名
電話
 応急手当指導員 応急手当普及員

救命講習用備品等借用申込書

次のとおり救命講習用備品等の借用を申し込みます。

借 用 期 間		年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
借 用 物 品 名		<input type="checkbox"/> 心肺蘇生法訓練人形 (成人 体 ・小児 体 ・乳児 体) <input type="checkbox"/> AED トレーナー 器 <input type="checkbox"/> 気道確保説明モデル 個 <input type="checkbox"/> 心肺蘇生法講習用DVD <input type="checkbox"/> その他 ()
講 習 内 容 等	講 習 種 別	<input type="checkbox"/> 普通救命講習Ⅰ <input type="checkbox"/> 普通救命講習Ⅱ <input type="checkbox"/> 普通救命講習Ⅲ <input type="checkbox"/> 上級救命講習 <input type="checkbox"/> 救命入門コース <input type="checkbox"/> その他
	受 講 団 体 名	
	受 講 者 数	
	開 催 日	年 月 日 () 時 分 から 年 月 日 () 時 分 まで
	開 催 場 所	うるま市
返却日及び受付者名 年 月 日 氏名		備 考

(遵守事項)

- 1 応急手当での普及啓発活動の趣旨を十分理解し、善良な管理者の注意をもって資機材を管理すること。
- 2 借用資機材等を改造、第三者へ譲渡、又は目的以外に使用しないこと。
- 3 万が一、借用した物品に紛失や破損等が生じた場合には、消防担当者にご連絡下さい。
なお、DVD等の再生による貴殿の機器等の故障については、責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 4 その他必要に応じて指示された事項に関すること。

(賠償)

資機材等を破損し、又は紛失したときは、指示する方法により、その損害を賠償すること。

上記の事項を了承のもと借用します。

借用責任者 住所
電話

氏名

様式第21号（第23条関係）

うるま市消防長 様

申請者団体名 _____

責任者名 _____

連絡先 _____

救命講習用備品等損傷・亡失報告書

私は、下記の資機材を借用中のところ、破損・紛失・故障・ _____ させてしまいましたので、報告します。

1 借用中資機材等名称 _____

2 借用予定期間 年 月 日から 年 月 日 日間

3 発生日時 年 月 日 時 分頃

4 発生場所 _____

5 損傷・亡失に至った経緯 _____

6 処置状況等 _____
